

別表第 1（第 2 条関係）

基本指数

分 類	細 目		指数
・ 居宅外労働 ・ 自 営 業 （事業主）	月間労働時間 1 6 0 時間以上		10
	月間労働時間 1 4 0 時間以上 1 6 0 時間未満		8
	月間労働時間 1 2 0 時間以上 1 4 0 時間未満		7
	月間労働時間 1 0 0 時間以上 1 2 0 時間未満		6
	月間労働時間 8 0 時間以上 1 0 0 時間未満		5
	月間労働時間 6 4 時間以上 8 0 時間未満		4
	月間労働時間 6 4 時間未満		3
・ 居宅内労働 ・ 自 営 業 （事業主以外）	月間労働時間 1 2 0 時間以上		7
	月間労働時間 1 0 0 時間以上 1 2 0 時間未満		6
	月間労働時間 8 0 時間以上 1 0 0 時間未満		5
	月間労働時間 6 4 時間以上 8 0 時間未満		4
	月間労働時間 6 4 時間未満		3
保護者の疾病等	入院	1 箇月以上にわたる入院治療を要する。	10
	居宅療養	病気のため居宅で床につくことが常態である。	8
		上記以外の疾病で 1 箇月以上の療養を要する。	3
保護者の障がい	重度	身体障害者手帳 1 級・ 2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級及び療育手帳 A	8
	中度	身体障害者手帳 3 級・ 4 級、精神障害者保健福祉手帳 2 級及び療育手帳 B	6
	軽度	身体障害者手帳 上記以外及び精神障害者保健福祉手帳 3 級	3
介護又は看護	付添	週 4 日（月 1 6 日）以上かつ午後 1 時から午後 6 時までの間に 4 時間以上の家族の付添いを要する。	8
		上記以外の形態で付添いを要する。	3
	居宅看護等	介護や看護を要する家族を週 4 日（月 1 6 日）以上かつ午後 1 時から午後 6 時までの間、在宅において看護等している。	8
求職中	就職先決定	求職要件に関する申立書に就職先決定の記載があり、勤務時間及び勤務日数が決まっている場合	月間労働時間の区分による指数に準ずる
	求職中	求職活動中のため、日中午後の外出を常態としている。	1
就学	週 5 日（月 2 0 日）以上かつ正午から午後 7 時までの間に 4 時間以上の授業等を受講することを常態とする。		7
	週 4 日（月 1 6 日）以上かつ正午から午後 7 時までの間に 4 時間以上の授業等を受講することを常態とする。		4
	週 3 日（月 1 2 日）以上かつ正午から午後 7 時までの間に 4 時間以上の授業等を受講することを常態とする。		3
	上記以外の形態で就学している。		2

※ひとり親については、上記の指数に 1 0 を加算する。

別表第 2（第 2 条関係）

調整指数

調整項目		指 数
対象児童が 1 年生である。		10
対象児童が 2 年生である。		8
対象児童が 3 年生である。		6
午後 2 時から午後 7 時までの間に 4 時間以上の就労を常態とする		3
午後 2 時から午後 7 時までの間に 3 時間以上の就労を常態とする		2
午後 2 時から午後 7 時までの間に 2 時間以上の就労を常態とする		1
ひとり親世帯		5
生活保護世帯		2
単身赴任・海外勤務		3
放課後子ども育成教室利用料の滞納がある世帯		-10
6 5 歳未満の祖父母と同居している場合における祖父母の状況	未就労	-10
	就労又は疾病等	0

別表第 3（第 2 条関係）

同一指数の場合の優先順位

順位	要 件
1	学年が低い者
2	比較している者のうち基本指数が高い者
3	午後 2 時から午後 7 時までの間常態的に留守家庭となっていることが明らかな者
4	ひとり親家庭の者
5	対象児童が障がいをもっている者
6	保護者以外に親族が居住していない者
7	比較している者のうち保護者の通勤時間を合算して通勤時間が長い者

※ 上記を踏まえても同位の場合はそれぞれの世帯の状況等を総合的に判断し入会を決定する